

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「高齢者虐待」についてお伝えします。

高齢者虐待とは

(先月号の続き)

○5 経済的虐待

・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅などを本人に無断で売却する。年金や預貯金を無断で使用する。入院や受診、介護保険サービスなどの必要な費用を支払わない。)

虐待は、単独でおこなっている場合もありますが、それぞれの虐待が重複している場合もあります。(ネグレストと経済的虐待が重複、身体的虐待と心理的虐待が重複など)

◎熊本県内の状況(2011年度調査)

相談・通報件数 403件
虐待認定件数 243件

243件に占める虐待の種類

- 身体的虐待 124件(51・0%)
- 介護・世話の放棄・放任 84件(34・6%)
- 心理的虐待 118件(48・6%)
- 性的虐待 3件(1・2%)
- 経済的虐待

99件(40・7%)

※虐待の種類(重複回答あり)から、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待の割合が多くなっています。

養介護施設従事者による高齢者虐待

高齢者虐待は、家庭内の虐待だけでなく、施設などでの高齢者虐待もあります。虐待があった施設には介護保険法や老人福祉法に基づく適切な権限の行使を行うこととなります。養介護施設・事業所における不適切なケアや高齢者虐待の実態は、外部からは把握しにくい特徴があります。関係機関とのネットワークを構築するとともに連携を強化するなど早期発見に取り組みする必要があります。

◎養介護施設従事者などによる虐待

市町村への相談通報に関する事実確認の状況(2011年度調査)

相談・通報件数 16件
事実確認 15件

「養介護施設従事者などによる高齢者虐待」には次のような内容も入ります。

○介護・世話の放棄・放任(ネ

グレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(例)排泄介助をせずに放置する。ナースコールを手の届かないところに置くなど。)

○心理的虐待

威嚇的な発言(例)「施設にいらなくしてやる」と脅すなど。)

高齢者の意欲や自立心を低下させる行為(例)職員都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使用したり、食事を全介助で食べさせるなど。)

○経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること(例)金銭・財産などの着服・窃盗など。事業所に金銭の寄付・贈与するよう強要する。立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りるなど。)

(次回も高齢者虐待についてお伝えします。)

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

役場 人権対策課